

「群馬県カワウ捕獲者育成研修」

## 受講者募集要項

### 1. 目的

群馬県内におけるカワウ被害を軽減させるため、個体群管理技術を有する技術者を育成する。

### 2. 捕獲者の業務

業務地：群馬県内の被害発生地（ねぐら・コロニー、河川等）及び対策協議会等への出席

業務内容：個体群管理及び被害対策全般の指導、支援

カワウシャープシューティングによる捕獲

### 3. 研修期間

令和元年12月14日（土）より、令和2年3月8日（日）（詳細は（別紙1）講義スケジュールを参照）

### 4. 研修内容

（別紙1）講義スケジュールによる

### 5. 募集人数 10名程度

### 6. 募集期間 令和元年10月21日（月）より令和元年11月8日（金）

### 7. 申込資格

性別：問いません

年齢：18歳以上50歳以下

経験：問いません（カワウの生態・管理に関心のある方）

資格：問いません（狩猟免許の無い方でも応募できます）

居住地：群馬県内

その他：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第47条に該当しない方であること。

育成研修受講者へは狩猟免許取得を強制することはありません。

### 8. 申込方法

（別紙2）育成研修受講申込書に必要事項を記入のうえ、令和元年11月8日（金）必着で群馬県鳥獣被害対策支援センターへ郵送、FAX又は電子メールにより提出してください。

なお、育成研修受講申込書における個人情報等は本研修以外では使用しません。また、受講者決定後、育成研修受講申込書は返却します。（電子メールでの申込みについては返却しません）

申込先

郵便番号 371-3105

群馬県高崎市箕郷町西明屋 1 0 0 9 - 1  
群馬県鳥獣被害対策支援センター  
「カワウ捕獲者育成研修受講申込書」を表記のこと  
FAX 0 2 7 - 3 7 1 - 0 0 9 0  
電子メール choujise@pref.gunma.lg.jp

## 9. 受講者の決定

第二種特定鳥獣適正管理検討委員会等による書類選考・面接を実施し、受講者を決定します。  
面接の開催日時等については、書類選考に通過した方のみ連絡します。

面接日時 令和元年 1 1 月 2 3 日（土） 1 0 時～

面接会場 群馬県鳥獣被害対策支援センター 調査・研修室

申込者全員へ選考結果通知を発送します。

なお、選考に当たっての経緯、選考基準等については返答いたしません。

## 1 0. 費用

受講料は無料です。

研修に係る被服、交通、その他経費については受講者の負担となります。

## 1 1. 受講者決定までの流れ

- ①育成研修受講申込書（別紙 2）を群馬県鳥獣被害対策支援センターまで提出（令和元年 1 1 月 8 日（金）必着）
- ②第二種特定鳥獣適正管理検討委員会等による書類選考・面接により受講者決定（令和元年 1 1 月下旬）
- ③決定通知送付（令和元年 1 1 月下旬）
- ④受講開始（令和元年 1 2 月 1 4 日（土）より）
- ⑤最終試験（令和 2 年 3 月 8 日（日））
- ⑥合格後、捕獲者認定証交付（令和 2 年 3 月 8 日（日））

## 1 2. その他

捕獲者の認定には研修を受講するとともに、最終試験に合格する必要があります。

合格者へは認定証が交付されます。

講習スケジュールについては、講師等の都合から内容及び日程の変更の可能性があります。  
受講全般の質問等については下記問い合わせ先に連絡ください。

問い合わせ先

群馬県鳥獣被害対策支援センター 調査研究係 担当：本間

電 話 0 2 7 - 3 7 1 - 0 0 0 3

電子メール choujise@pref.gunma.lg.jp

(参考)

※6. 応募資格、その他：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第47条に該当しない方については以下を確認ください。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第47条（抜粋）

(受験資格)

第四十七条 第四十条各号のいずれかに該当する者は、狩猟免許試験を受けることができない。

(狩猟免許の欠格事由)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、狩猟免許（第六号の場合にあつては、取消しに係る種類のものに限る。）を与えない。

一 網猟免許及びわな猟免許にあつては十八歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては二十歳に、それぞれ満たない者

二 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者

三 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（前三号に該当する者を除く。）

五 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

六 第五十二条第二項第一号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

(狩猟免許の取消し等)

第五十二条 管轄都道府県知事は、狩猟免許を受けた者が第四十条第二号から第四号までのいずれかに該当することが判明したときは、その者の狩猟免許を取り消さなければならない。

2 管轄都道府県知事は、狩猟免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その者の狩猟免許の全部若しくは一部を取り消し、又は一年を超えない範囲内で期間を定めて狩猟免許の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反したとき。